

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（みえる化）

2023年4月18日

津山医療生活協同組合

理事長 井ノ上 義明



2019年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当生協におきましても加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、

- A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

という3つの要件を満たしている必要があります。

Cの「見える化」要件とは、① 2020年度からの算定要件で、② 介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当生協における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。以後、継続的にとりくみ、内容に変更があった場合は、公開内容を修正して公開します。

1. 入職促進に向けたとりくみ
地域行事参加により職業魅力度向上の取組を実施しています
2. 資質の向上やキャリアアップに向けた支援
救急救命や接遇研修を開催し、職員に対するマネジメント研修を実施しています
3. 両立支援・多様な働き方の推進
職員互助会、入院医療費保険加入など福利厚生制度を充実しています
4. 腰痛を含む心身の健康管理
全スタッフを対象とした健康診断・ストレスチェックを毎年実施しています
5. 生産性向上のための業務改善のとりくみ
記録・報告用紙の改善による情報共有の円滑化や作業負担の軽減に努めています
6. やりがい・働きがいの醸成
定期的なミーティングを実施し、業務内容やケア内容の改善に図っています

以上